

喜多方市運転免許証自主返納者支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公安委員会に運転免許証を自主返納した高齢者に対し、喜多方市予約型合交通の乗車券等を交付することにより、運転免許証自主返納の促進を図るとともに、返納したことによる不便の軽減、及び高齢者による交通事故の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の第1項の規定によりすべての免許の種類を申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、平成25年4月1日以降に自主返納をした者であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 運転免許証の自主返納時に満年齢65歳以上の者
- (3) 都道府県公安委員会規則の定めにより交付する運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）又は、運転免許の取消通知書を所持する者

(支援内容)

第4条 この要綱による支援は、次の各号のいずれかを交付することにより行うものとする。

- (1) 予約型乗合交通の回数券100枚4万円相当分（以下「回数券」という。）
 - (2) 市内に事業所を有するタクシー会社の助成券100枚4万円相当分（以下「助成券」という。）
- 2 回数券及び助成券の有効期限等は、次のとおりとする。
- (1) 回数券及び助成券の有効期限は、交付を受けた日から5年間とする。
 - (2) 回数券及び助成券を利用できる者は交付を受けた本人のみとする。
 - (3) 回数券及び助成券の再交付は原則として行わないこととする。
- 3 回数券及び助成券の利用方法は、次のとおりとする。
- (1) 回数券又は助成券の交付を受けた者は、第1項に定める交通機関を利用する際に、運賃に変えて運転手に渡して使用する。

(2) 第1項第1条に定めるタクシー助成券は、運賃が助成券の額面を超えた場合は、超えた金額を利用者が支払うこととし、運賃が助成券の金額に満たない場合であっても、おつりは支払わないこととする。

(3) 1回の支払いにつき、第1条第1項に定めるタクシー助成券を使用できる枚数は4枚（1,600円分）までとする。

(交付申請)

第5条 回数券及び助成券の交付を受けようとする者は、喜多方市運転免許証自主返納者支援事業申請書（様式第1号）に、運転経歴証明書の写し又は、運転免許の取消通知書の写しを添えて喜多方市長に申請しなければならない。ただし、本人申請を原則とする。

2 交付申請は、1人1回限りとする。

3 火災や災害により本人の過失によらず亡失した場合で、市長が必要と認める場合は、前項の規定に関わらず再度申請することができる。なお、火災や災害の例及び再申請による支援内容は別表のとおりとする。

(交付決定)

第6条 喜多方市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、喜多方市運転免許証自主返納者支援事業決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、当該申請者に第4条第1項に規定する回数券又は助成券を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 喜多方市長は、受給者が偽り又は不正手段により回数券又は助成券の交付を受けたときは、その決定を取消し、使用された回数券又は助成券がある場合は、当該利用料金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、喜多方市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第3条 第4条第3項に規定する回数券及び助成券の有効期限等は、前条の規定に関わらず、

なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

1 火災や災害の例

項目	事例
火災	焼失、消火活動による破損・汚損、避難時における亡失
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害対策基本法第2条第1項を参考）

2 再申請による交付の内容

種類	内容
予約型乗合交通回数券	2万円分を交付
タクシー助成券	使用残枚数を交付